

高知大学医学部小谷奨学金規則

令和6年8月3日
規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部振興基金規則第5条第3号に規定する事業として、高知大学医学部医学科（以下「医学科」という。）に在籍する学生に学資を給付する「高知大学医学部小谷奨学金」（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奨学金は、医学科に在籍する経済的理由により修学が困難な学生を支援し、医療の発展に貢献する人材の育成に資することを目的とする。

(資金)

第3条 奨学金の資金は、高知大学医学部振興基金において高知医科大学の卒業生である小谷重光氏の御遺族から受け入れた教育及び学生支援を目的とした寄附金をもって充てるものとする。

(給付の対象)

第4条 奨学金の給付の対象となる者は、医学科に在籍する学生（外国人留学生を除く。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学生であること（支援区分第Ⅰ区分で採用されている給付奨学生を除く。）。
- (2) 機構の奨学金を除く他の奨学金の給付又は貸与を受けていないこと。
- (3) 高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則第2条の規定による授業料の免除を許可されていないこと。
- (4) 高知大学学則第20条第2項に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

(給付金額及び給付期間等)

第5条 給付金額は、次表左欄に掲げる区分ごとに次表右欄に掲げる額とする。

機構の給付奨学金の支援区分	給付金額（年額）
第Ⅱ区分	178,600円
第Ⅲ区分	178,600円
第Ⅳ区分	44,650円

- 2 給付期間は年度単位とし、1年間とする。また、再申請は妨げない。
- 3 奨学金の給付は、第1学期及び第2学期の2期に区分して行い、第1学期にあつては9月末まで、第2学期にあつては3月末までに年額の2分の1に相当する額を奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）が指定する預金口座に振り込むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、9月以降に、第1学期を含む期間について機構の給付奨学生認定が行われ、前条各号に掲げる要件を満たすこととなり、医学科が実施する募集に基づき奨学生として決定された者については、年額の2分の1に相当する額を奨学生として決定された月の翌月末日まで、残りの年額の2分の1に相当する額を3月末までに奨学生が指定する預金口座に振り込むものとする。
- 5 第2学期に前条各号に掲げる要件を満たすこととなり、医学科が実施する募集に基づき第2学期に奨学生として決定された者（前項に掲げる者を除く。）については、第1項から第3項までの規定にかかわらず、第2学期のみを給付期間、第1項の表に掲げる年額の2分の1に相当する額を給付金額とし、3月末までに奨学生が指定する預金口座に振り込むものとする。

（申請方法）

第6条 奨学金の給付を希望する学生（以下「申請者」という。）は、医学科が実施する募集に基づき、所定の申請書を医学部長に提出するものとする。

（奨学生の選考）

第7条 奨学生及び給付金額は、高知大学医学部学務委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、医学部長が決定する。

- 2 医学部長は、前項に基づき奨学生及び給付金額の決定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するとともに、教授会及び高知大学医学部振興基金運営委員会に報告するものとする。

（変更の届出）

第8条 奨学生は、給付期間中に第4条に規定する要件に該当しなくなった場合又は機構の給付奨学金の支援区分が変更された場合は、直ちにその旨を医学部長に届け出なければならない。

（給付金額の変更及び決定の取消）

第9条 医学部長は、奨学生が次項各号の一に該当するとき又は奨学生の機構の給付奨学金の支援区分が変更されたときは、委員会の議を経て、次項に規定する奨学生の決定の取

消又は第3項に規定する当該奨学生の給付金額の変更を決定する。

2 医学部長は、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、当該各号の事実が発生した日をもって、奨学生の決定を取り消すものとする。

- (1) 医学科を離籍したとき。
- (2) 機構が当該奨学生の給付奨学金を廃止したとき。
- (3) 性行が著しく不良となったとき。
- (4) 給付期間中に第4条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

3 医学部長は、機構の給付奨学金の支援区分が変更された場合において、当該奨学生に対する未給付の奨学金があるときは、未給付の奨学金について、第5条第3項に規定する学期ごとの給付額を、当該奨学生の変更後の支援区分に基づいた学期ごとの給付額に変更するものとする。

4 医学部長は、第1項に基づき奨学生の決定の取消又は給付金額の変更の決定を行ったときは、速やかに当該奨学生にその旨を通知するとともに、教授会及び高知大学医学部振興基金運営委員会に報告するものとする。

(辞退)

第10条 奨学生は、給付期間において、奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第11条 医学部長は、奨学生が第9条第2項の規定に基づき奨学生の決定を取り消されたとき又は前条の規定に基づき奨学生の辞退を申し出たときは、既に給付されている奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定により奨学金の返還を求められた者は、医学部長の求めに応じ、奨学金の全部又は一部を返還しなければならない。

(庶務)

第12条 奨学金に関する事務は、医学部・病院事務部学生課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年8月3日から施行する。